

社会福祉法人 吉備の里
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人吉備の里（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

(常勤・非常勤の区分)

第3条 この規程において、常務理事は前条に定める者のうち、通常一月に18日以上勤務するものを言い、それ以外を非常勤役員等という。

(常勤役員)

第4条 常勤理事の報酬は、別表1により支給するものとする。

2 常勤理事の報酬は、金融機関への口座振込により行う。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第5条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第6条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合には、別表3により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導監査、評議員選任・解任委員会の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬)

第8条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

（評議員選任・解任委員の勤務報酬）

第9条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表3により報酬を支払うことができる。

（出張旅費）

第10条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、法人旅費規程により支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）

第11条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

（その他）

第12条 役員等の報酬の支払いに当たっては、源泉徴収を行う。

（改正）

第13条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成21年4月1日より適用する。

附 則

この規程は平成26年4月1日より適用する。

附 則

この規程は平成29年4月1日より適用する。

別表 1 (常務理事報酬)

種 別		支 給 額
本 俸		月 額 225,000円
付 加 給	職務手当	月 額 20,000円
	住居手当	給与規定7条により支給する
	通勤手当	給与規定8条により支給する
賞 与	夏季手当	支給率 2.0
	年末手当	支給率 2.25

別表 2

名 称	報 酬
理事会出席報酬	日 額 10,000円
評議員会出席報酬等	日 額 10,000円
苦情対応第三者委員	日 額 10,000円

別表 3

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	日 額 25,000円
理事及び評議員業務報酬等	日 額 10,000円
監事監査指導報酬等	日 額 10,000円
苦情対応第三者委員	日 額 10,000円
評議員選任・解任委員	日 額 10,000円